

地理的表示に係る国際的議論の進展と今後の課題

The Development of International Discussions on Geographical Indications and Future Tasks

今村 哲也*
Tetsuya IMAMURA

抄録 本稿では、地理的表示を巡る議論に関して、国際的議論のフォーラムとしてのWIPO、WTOおよびRTAsにおける議論の状況について整理するとともに、我が国の今後の課題について検討する。

1. はじめに

地理的表示 (Geographical Indications : 以下, GIs とする) をめぐる国際的な議論は、幾つかのフォーラム¹⁾において進められている。

TRIPS 協定の成立後, GIs の保護については、同協定およびドーハ閣僚宣言で確認された交渉項目を検討するため, WTO の場で継続的な議論がなされてきた。しかし, WTO での議論をめぐっては長年のこう着状況が続いており, 米国だけでなく EU (European Union : 以下, EU とする。なお, 以下では, 正確には EC (European Communities) とすべき部分でも, 便宜上, EU に表記を統一する) でも²⁾, この問題に関する国際的規律の形成を, 自由貿易協定 (Free Trade Agreements : 以下, FTAs とする) や経済連携協定 (Economic Partnership Agreements : 以下, EPAs とする) などの地域貿易協定 (Regional Trade Agreements : 以下, RTAs とする) に委ねようとする動きもみられる。

もっとも, これまでこう着状態にあった WTO での議論も, ごく最近になり, 多国間通報登録制度に関する合成テキスト草案の作成など, 幾つかの前向きな動きがみられる。また, これとは並行

して, WIPO では, 原産地名称 (Appellations of Origin) の保護及び国際登録に関するリスボン協定の発展に向けた議論が継続的に行われている。そして, 各国の国内法制度にも様々な展開が見られる。

本稿では, GIs 等を含む地理的原産地表示 (Indications of Geographical Origins : 以下, IGOs とする)³⁾を巡る議論に関して, その国際的な議論の各フォーラムである WIPO, WTO および RTAs の動向に主に着目しながら, 国際的議論の進展について確認した上で, 結びに代えて, 各フォーラムの状況を評価するとともに, こうした動向からの示唆に基づいて, 我が国にとっての今後の課題を述べる。ただし, 各国の国内法制度の動きについては, 本稿では触れない。

なお, 本稿で「現在」という場合, 2013年1月20日時点を指すものとし, 脚注の URL アドレスも別の記載がない限り, 同日に所在確認をしたものである。

* 明治大学情報コミュニケーション学部准教授
Associate Professor, School of Information and Communication, Meiji University

2. WIPO での議論

(1) 過去の動向——IGOs 関連の管理条約, 条約案, モデル法

WIPO は, IGOs の国際的規律に関連するものとして, パリ条約, 原産地表示 (Indications of Source) に関するマドリッド協定⁴, 原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定 (日本未加入) を管理している。これらの条約のうち, 現在でも WIPO において実質的な議論が行われているのは, 国際登録制度を用意しているリスボン協定である。

過去には, WIPO の前身である知的所有権保護合同国際事務局 (United International Bureaus for Protection of Intellectual Property : 以下, BIRPI とする) が, 1960 年代以降, 発展途上国の発明等の分野における法律制定と改正を援助するために一連のモデル法⁵を策定する動きのなかで, IGOs に関してもマドリッド協定やリスボン協定も踏まえた「原産地表示及び原産地名称の保護に関する発展途上国のための WIPO モデル法」(1975 年) を公表したこともある⁶。また, 原産地名称その他の原産地表示の国際的保護に関する専門家委員会が, WIPO 国際事務局は将来の国際条約の条約案を立案すべきであると提案したことをきっかけに, IGOs に関する条約案 (1975 年) を公表する動きもあった⁷。

しかし, GIs を検討する主なフォーラムが主として WTO に移ったことから, 現在, こうした条約案やモデル法の策定について, 特に進捗はない。

(1) 現在のフォーラム

(i) SCT

WIPO の常設されている「商標・工業デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会」(Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications : 以下,

SCT とする) は, 商標・工業デザイン及び地理的表示の法律について, 国内法と手続の調和を含めて, 進歩的な国際的な展開に関して, 問題を議論して, 調整を促進して, その指針を提供するためのフォーラムとして設置されている⁸。SCT の場合は, TRIPS 協定に関連した交渉が WTO で行われるであろうことを前提に, 具体的な交渉を行うのではなく, GIs に関わる国際的な現状の調査等を中心に行うものである⁹。SCT は, 1998 年 3 月の一般総会の決定で設立されたものであり, WIPO 一般総会に承認を求めて提言及び政策を提出するが, 現在まで 28 回開催されている¹⁰。ただ, GIs の問題が毎回の会合で取り扱われているわけではなく, 各会議後に公表される報告書を読む限り, 第 12 回以降は, 議題として出されていても, 実質的な議論はあまりなされていないようである。

(ii) 国際シンポジウム

WIPO は, 1997 年から 2 年毎に GIs に関する国際シンポジウムを開催している¹¹。国際的な GIs を巡る議論に寄与するために, 加盟国の代表者や GI 製品の生産者, GI 分野の専門家が GIs の利用と保護に関する問題を明らかにして, 意見交換を行うためのフォーラムとして位置づけられている¹²。

(iii) リスボンシステムの発展に関する作業部会

原産地名称の保護とその国際登録について定めるリスボン協定は, パリ同盟の枠内において構成された特別の同盟であり(リスボン協定 1 条(1)), パリ条約 19 条においてパリ同盟の同盟国が相互間で設けることができる特別の取極である。原産地名称の保護とその国際登録に関して, リスボン同盟というある種のフォーラムを形成しているといえる。もっとも, 現在, リスボン協定の加盟国は, 27 か国にすぎない。2001 年以降に幾つかの国

が加盟したが、「これらの新たな締約国のリストが、この協定を承認する第二の流行の到来を意味するものとは考えがたい」との見方がある¹³。また、GIsの積極的な保護を進めているEU諸国でも、この条約に加盟しているのは、フランス、ハンガリー、イタリア、ポルトガルの4カ国にすぎない。

同条約の加入国が少ない理由として、次の2点が挙げられる¹⁴。第1は、同条約が原産地名称をそれ自体 (as such)、つまり、「原産地名称」として保護することを求めており、消費者法や不正競争法を用いて原産地名称を保護している国にはハードルが高いことである。第2は、登録された原産地名称を一般名称として取り扱うことについて、非常に厳格なルールを採用していることである (同協定第5条、6条)。

WIPOでは、2009年3月以降、リスボン協定の制度を発展させるため『リスボンシステムの発展に関する作業部会』を開催している¹⁵。現在まで6回開催されたが、第3期作業部会では、リスボン協定に基づく規則 (原産地名称の保護及び国際登録に関する規則・2002年4月1日施行) に関して2つの改正が合意されるなどの動きもある¹⁶。内容は手続的なもので、原産地名称の保護拡大などとは関係のないものであるが、専門家が集う作業部会で合意形成プロセスが機能することが証明されたため、今後の議論にとって弾みとなったとの評価もある¹⁷。他方、同作業部会では、リスボン協定規定の大幅見直しについても、議論を行っており、協定規定の改正、新協定起草、新プロトコルの作成等を模索している。そのなかでは、原産地名称の保護に加えて、TRIPS協定のGIsについても国際登録が可能となるようにすることや、EU域内で進められている工業品への保護拡大に関連する項目も検討されているという¹⁸。

3. WTOでの議論

(1) TRIPS協定におけるGIsの保護とビルトイン・アジェンダ

TRIPS協定は、「地理的表示 (Geographical indications)」という言葉を用いた最初の多国間条約であり、GI関連規定は22条から24条までに定められている。しかし、特許や商標に関する規定のように完全な完成版を条文化できたわけではなく、残された問題もあるため、更なる交渉の約束を規定している。TRIPS協定は3つの条項 (23条4項、24条1項及び24条2項) において、GIsに関する更なる国際交渉について定めている。

23条4項は、ぶどう酒の多国間通報登録制度の設立を交渉事項として掲げた「合意済み交渉項目 (ビルトイン・アジェンダ)」となっている。24条1項第1文は「加盟国は、第23条の規定に基づく個々のGIsの保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する」として、割合に広範な国際交渉の義務について定めている。24条2項は、貿易関連知的所有権理事会 (以下、TRIPS理事会とする) における22条から24条の実施状況の検討に関する規定である。

(2) TRIPS協定後の交渉——交渉項目とフォーラム設定の重要性

WTOでは、交渉項目に関して原則として一括受諾 (シングルアンダーテイキング) 方式¹⁹が採用されている。そのため、「何が正式な交渉項目になっているのか」は重要な問題であり、また、特定の問題を検討する上でのWTO内でのフォーラム設定は慎重に行われる。なお、ドーハ・ラウンドでは交渉の停滞を背景として、一部の交渉項目に関して、現在のシングル・アンダーテイキングから、合意された課題毎に順次実行に移していく方式であるアーリー・ハーベスト (早期収穫方式) に移

行するという議論の動きもある²⁰。

WTO には各種機関があるが、最高意思決定機関である閣僚会議は、少なくとも2年に一度開催される。閣僚会議が閉会している間、一般理事会がその機能を代行する。一般理事会の下部組織として各理事会があり、課題について一般理事会に検討を報告する。TRIPS 協定の関係については「TRIPS 理事会」が設置されている。また、各種の理事会の下には下部機関として幾つかの委員会や作業部会が設置される場合もある。

更に、閣僚会議において新しい多角的貿易交渉（ラウンド）の開始が決定された場合、その包括交渉を統括するために、WTO 事務局長を議長とした貿易交渉委員会（以下、TNC とする）が設置されることがある。現在のドーハ・ラウンドでも、TNC が設置され、その下に分野ごとに設置された9つの交渉グループが立ち上げられている。知的財産に関しては、「TRIPS 理事会特別会合」が、この交渉グループの1つに該当する。交渉グループは TNC に報告を行い、TNC は一般理事会に報告をする。その他、協議が合意を行うことを内容としない場合などに、各種の非公式な会合や協議の場が用意されることもある。

以下では、GIs に関する WTO 内部のフォーラムでの意思決定に関して、閣僚会議での議論を整理した上で、ドーハ閣僚宣言以降、議論の各フォーラムでの議論状況を整理する。

(i) WTO 閣僚会議での議論とフォーラム設定

WTO 閣僚会議は、第8回まで開催されているが、閣僚会議の意思決定（閣僚宣言）として、GIs に関して具体的な進展があったのは、第4回と第6回である。

第4回 WTO 閣僚会議（ドーハ、2001年）において発出されたドーハ閣僚宣言²¹では、そのパラ

グラフ（以下、パラとする）18において、(1) ぶどう酒と蒸留酒に関する GIs の多数国間通報登録制度創設につき新ラウンドの枠内で交渉を行うこと、(2) 第23条に規定されている GIs の追加的保護の対象産品をぶどう酒と蒸留酒以外の産品に拡大すること（以下、GI 拡大とする）について、2002年末迄の TRIPS 理事会における議論の結果を TNC へ報告することが合意された。

また、第6回 WTO 閣僚会議（香港、2005年）で発出された香港閣僚宣言²²では、多国間通報登録制度に関して内容にわたる意思決定は行われていないものの、(1) ぶどう酒・蒸留酒の GIs の多国間通報登録制度創設については、ドーハ閣僚宣言において予測された交渉終結の期間内に交渉を完了すべく交渉を強化すること（パラ 29）、(2) GI 拡大については、協議プロセスを加速し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも2006年7月31日までに適切な行動をとること（パラ 39）とされた。

以上の閣僚会議の意思決定により、GIs に関する WTO 内での議論のフォーラムも変遷している。GIs に関する議論は、当初、TRIPS 理事会で行われていた²³。しかし、ドーハ閣僚宣言を背景に、香港閣僚宣言も経て、議論のフォーラムとして、

(1) 多数国間通報登録制度の交渉は「TRIPS 理事会特別会合」で行われ、(2) GI 拡大をめぐる議論は、非公式の「WTO 事務局次長主催の実施協議」にて議論されている。(1) は、交渉終結の期間内に交渉を完了すべく交渉を強化するためであり、

(2) が非公式の協議として行われているのは、この問題をマנדート（Mandate、委託された権限）のある交渉項目とすること自体に争いがあるためである。なお、24条2項に基づく GIs の保護に関する各国の実施の検討は、引き続き TRIPS 理事会で検討され、一般理事会に報告されている。

(ii) 多国間通報登録制度の設立の交渉——
TRIPS理事会特別会合

2001年11月のドーハ閣僚会議においてEUはGIsに関する交渉の促進を強く求めた結果、23条4項の通報と登録の制度に関する協議について「蒸留酒」を含むものに拡大することに合意した（TRIPS協定の文言上はぶどう酒しか含まれていない）²⁴。また、ドーハ閣僚宣言のパラ18は、多国間通報登録制度に関して、「23条4項の実施に関する貿易関連知的所有権理事会（TRIPS理事会）において開始している作業を完成させるため、我々は第5回閣僚会議までにぶどう酒と蒸留酒のGIsの多国間通報登録制度の創設を交渉することに合意する」とした。香港閣僚宣言パラ29でも、ぶどう酒・蒸留酒のGIsの多国間通報登録制度創設についてはドーハ閣僚宣言において予測された交渉終結の期間内に交渉を完了すべく交渉を強化するとされている²⁵。ドーハ閣僚宣言によるこの問題に関する交渉の期限は、WTO第5回閣僚会議（カンクン）の開催される2003年までであったが、この期限は達成されておらず、現在の交渉はドーハ・ラウンドの全体のタイムテーブルのなかで行われている。

TRIPS理事会特別会合では、2008年までに主に3つの提案が、加盟国又はそのグループから提出された。詳細は紙幅の都合で先行文献に委ねるが²⁶、①通報されたGIsは公示から一定期間後に登録され、制度の参加の有無に関わらず全加盟国で自動的に法的保護を受けるとするEU提案（2005年。2007年に非公式な口頭修正）²⁷、②制度への参加は任意とし、ぶどう酒と蒸留酒のGIsを対象とした制度であり、WTOにGIsを通報登録するデータベースを作成するが、国内の法的効果は各国が決定する日米加豪等共同提案（2005年²⁸。2008年修正²⁹）、③制度への参加を任意とし、ぶどう酒と蒸

留酒のGIsを対象とした制度で、通報登録されたGIsの保護の是非については各国が判断するが、一部の緩やかな法的効果を自動的に認める中国香港提案（2003年）³⁰が出されている。事務局は3つの主要提案の項目別対比表を2005年9月14日に用意し³¹、前文、法的形式、参加の対象、通報（必要的要素、任意的要素、形式その他の側面）、登録（「形式審査」、異議申立、登録内容、登録方式）、登録の効果（参加加盟国、非参加加盟国、LDC加盟国）、登録の期間と更新、通報及び登録の修正と取消、費用及びコスト、という項目を立てて整理している。

見解の相違が埋まらないなかで、2008年7月21日より開催されたWTO閣僚会合を前にした7月19日に、インド、ブラジル、EU、ACP（アフリカ・カリブ海・太平洋）諸国、アフリカ・グループ等³²から新たな提案が提出された。「モダリティ³³・テキスト案」、あるいは文書番号から「W/52提案」と呼ばれている³⁴。モダリティ・テキスト案は、GIsの多国間通報登録制度に関する強い要求、GI拡大、TRIPS協定と生物多様性条約（Convention on Biological Diversity、以下CBDとする）との関係という3つの事項を並列的に交渉項目として、一括受諾項目とすることを求めたものである。GI拡大推進派と出所開示推進派の中で、お互いの項目にこだわりのない加盟国が勢力を取組み結託し、更にはより強力な多国間通報登録制度の提案も加えて、これを並列的に一括受託項目の交渉課題としようと試みたといわれる³⁵。

モダリティ・テキスト案の示す多国間通報登録制度によると、各加盟国は、国内手続にしたがって、ぶどう酒・蒸留酒のGIs及び商標の登録と保護に関する判断を行う場合に、登録を参照することを義務付けられる。また、このGI登録の存在は、22条1項に定義されるGIsの定義を充足して

表：GIs を巡る議論・検討の各フォーラムの変遷

項目	時期等 マンデート等	1996 年からドーハ 閣僚宣言まで	ドーハ閣僚宣言以降
多国間通報登録制度 の創設 (23 条 4 項)	あり [交渉項目] TRIPS 協定 23 条 4 項, ドー ハ閣僚宣言パラ 18	TRIPS 理事会 ↓ 報告 一般理事会	TRIPS 理事会特別会合 ↓ 報告 TNC
GI 拡大 (24 条 1 項)	争いあり [非交渉項目] ドーハ閣僚宣言パラ 12 (b) : 未解決の実施問題	TRIPS 理事会 ↓ 報告 一般理事会	(当初: TRIPS 理事会) 最近: WTO 事務局次長主催 の実施協議 (非公式)
実施の検討(24条2項)	ビルトイン・レビュー	TRIPS 理事会 ↓ 報告 一般理事会	TRIPS 理事会 ↓ 報告 一般理事会

いることの一応の証拠 (prima facie evidence) とされる。そして、一般名称であるとする例外の主張は、これが立証された場合にのみ認められるとしている。EU 提案, 共同提案および香港提案を折衷したかたちになっているが, 全加盟国に一定の法的効果が及ぶことを前提としている点は, 共同提案よりは強い保護といえる。

また, TRIPS 協定と CBD との関係については, TRIPS 協定を改正し, 特許出願に遺伝資源および関連する伝統的知識の出所開示を義務付けるとともに, 当該出所開示が完了しない場合は特許出願手続を進めないようにすることが提案されている。

モダリティ・テキスト案の反対派は, ドーハ・ラウンドのマンデートは, 多国間通報登録制度だけであるとして反対したという³⁶。上記の閣僚会合中, 議論の収束が図られたようであるが, 2008 年 7 月 30 日の会合決裂により, 合意形成には至らなかった³⁷。

(iii) GI拡大を巡る議論——WTO事務局次長主催の実施協議

GI拡大の問題について, TRIPS協定は, 明確な交渉項目としていない。この問題に関して, 2001

年のドーハ閣僚宣言パラ18は, 「第23条に規定されているGIsの追加的保護の対象産品をぶどう酒・蒸留酒以外の産品に拡大に関する課題について, ドーハ閣僚宣言パラ12にしたがってTRIPS理事会で検討する」としている。パラ18で言及されているパラ12は, 未解決の実施問題³⁸に関する交渉は, ドーハ作業計画の不可欠な部分であるとした上で, 未解決の実施問題のうち, (a) ドーハ宣言自体が特定の交渉マンデートを与えている項目は, 当該マンデートの下で検討され, (b) その他の項目については, 関連するWTO機関 (知的財産であればTRIPS理事会) において優先的に検討され, TNCに報告されるとする。GI拡大の問題は, 未解決の実施問題であるが, ドーハ閣僚宣言で特定の交渉マンデートが与えられていないので, パラ12 (b) にしたがうことになり³⁹, 2002年末までに, 関連するWTO機関 (知的財産であればTRIPS理事会) において優先的に検討され, TNCに報告されることとされた。その結果, ドーハ閣僚宣言の後の当初, GI拡大の問題は, TRIPS理事会において検討され, 積極的な意見を提案する加盟国 (EUなど)⁴⁰と, 慎重な意見を提案する加盟国の提案 (米国など)⁴¹が対立していた。

しかし、パラ 12 の解釈については争いがある。開発途上国の多くと EU は、未解決の実施問題は、すでに交渉の一部となっており、一括受諾項目の対象となっていると主張したのに対して、これに反対する諸国は、未解決の実施問題は、TNC がそれを交渉の一部とする決定をした場合に限り、交渉項目として認められるが、その決定は未だなされていないと主張したのである⁴²。そのため、GI 拡大の問題については、優先的に議論をして TNC に報告する上で、事務局長の友人としての事務局長次長が加盟国と非公式の協議を行うという形式を取っている（「WTO 事務局長次長主催の実施協議」）⁴³。

GI 拡大を主張している諸国（EU、インド等）は、高い保護レベルはマーケットにおける自国産品の差別化を促進する手段であると考えており、また、他の加盟国が自国の地理的用語を「不正使用（usurping）」していることを問題にしている。2005 年 6 月に配布された最近の EU 提案では、23 条の追加的保護について、対象産品に制限を設けず、ぶどう酒・蒸留酒だけでなく、全ての産品へ拡大することを提案している⁴⁴。

GI 拡大に反対している諸国（米国、オーストラリア、カナダ等）は、ぶどう酒・蒸留酒以外の商品に関する TRIPS 協定 22 条の保護は妥当なものであると考えている。保護の拡大は加盟国に負担を課すものであり、また既存の適法な商業実務を混乱させるとしている。EU 等による地理的用語の「不正使用」であるとする主張に対しては、旧大陸からの移民たちが新たな土地に産品の製造方法とその名称を持ち込み、それらを誠実に利用しているにすぎないとして反論している⁴⁵。

事務局は、2005 年 5 月、これらの課題をまとめて、この議論に対する見方を報告している⁴⁶。また、2008 年 6 月、ラミー事務局長は、ヨークサ事務局次長の下で議論が行われた未解決の実施問題

（GI 拡大、TRIPS 協定と CBD との関係）に関する報告書⁴⁷を公表している⁴⁸。

その後、2008 年 7 月には、前述のモダリティ・テキスト案が示された⁴⁹。しかし、GI 拡大の問題について、加盟国の立場は分かれており、反対する加盟国は、多国間通報登録制度だけを交渉の対象とするべきとの主張を変えていない⁵⁰。

(3) 最近の議論の動向

(i) 多国間通報登録制度の設立の交渉——合成テキスト草案へ

2009 年 11 月 25 日、多国間通報登録制度の設立に関して、TRIPS 特別会合のクラーク議長（当時）が、「ぶどう酒と蒸留酒の GIs の通報及び登録に関する多国間の制度」と題する報告書を公表した⁵¹。同報告書では、特別会合での交渉を促進するために、5 つのポイントからなる「Guiding Principle」を整理している⁵²。

2010 年 3 月 22 日、TRIPS 理事会特別会合のムワペ議長（当時）は、TNC の確認作業（Stock taking exercise）のために報告書を提出した⁵³。同報告書では、交渉が困難に直面しているのは、シングル・テキストに収斂できていないことにあるとしつつも、報告書に示されるアプローチにより、これに向けた作業が可能になるとして、前向きな考え方を示した。

2010 年 11 月 30 日の TNC 非公式会合⁵⁴において、2011 年の第一四半期までにすべての交渉分野においてテキストを作成することを指示されたことを受けて、ムワペ議長は代表団と協議の後、2010 年 12 月 10 日のオープンエンド会議において⁵⁵、その中で、「テキスト作成のための考えられる要素」を整理している⁵⁶。その後、協議のための作業計画が交渉グループに送付され、2011 年 1 月からシングル・テキスト作成に向けた交渉が進められた⁵⁷。

2011年4月21日、ムワペ議長は、TNCにシングル・テキスト案を提出した⁵⁸。条約語にいう合成テキスト草案(draft composite text)の形式をとっており、議長報告書の添付文書⁵⁹に含まれている。ブラケットを利用、つまり、争いのある部分を括弧書きにする形式を用いて、加盟国や交渉グループからのこれまでの提案や、ドラフティンググループ等における議論を反映している。合成テキスト草案は、「参加」「通報」「事務局」「登録」「登録の[法的効果]／結果」、「手数料及びコスト」、「特別かつ異なる待遇」、「参加の終了」、「窓口」の要素からなっている。2010年3月のムワペ議長報告書において、根深い見解の相違が残っているとされていた「参加と登録の法的効果／結果」のクラスターとの関係では、論点に争いがあることを反映して、それぞれの意見がブラケットに入れられている。これに対して、争いの少ない「通報」、「登録」、「特別かつ異なる待遇」等については、テキストが比較的整理されている。

この報告以降、2011年7月7日と10月27日に、議長は2回の非公式グループ協議を開催したとされる⁶⁰。それによると、合成テキスト草案は今後の作業の基礎となるというのが一般的な見方であったが、対立の少ない純粋に技術的性質をもつ要素に関しても、全体のプロセスが一層明確にならなければ、この段階から作業を進めるのは困難であろうという意見があった。ぶどう酒と蒸留酒に明確に限定されているマンドエートが尊重されない限り、対立の少ない技術的課題に関してすら作業を行うのは困難であるという見方もあった。関係者の前向きな取組みによりテキスト自体は形式的に整理されたが、その背景にある基本的な部分における見解の相違は、この段階でも埋まっていな

(ii) GI拡大を巡る議論——こう着状態

GI拡大については、その後、議論がこう着しており、2010年3月まで開催されたWTO事務局長主催による非公式協議及び同年月から12月にかけて開催された少数国大使級ブレイン・ストーミング会合において議論されたが、大きな進展は見られていないと報告されている⁶¹。

近いところでは、2011年4月19日に、EU等の伝達事項として、GI拡大のために、TRIPS協定の文言を改正する案が提出されている⁶²。

2011年4月21日、ラミー事務局長から、現状評価に対する報告書⁶³が提出された⁶⁴。同報告書では、①TRIPS協定とCBDの関係、②GI拡大について、これまでの議論の論点を整理して議論の現状を述べているが、GI拡大については、その必要性に関して各国の立場の隔たりが依然として大きいと説明している。

(iii) 2012年12月のTNCへの報告——こう着状態の脱却に向けて

2012年12月7日、多国間通報登録制度の設立を検討しているTRIPS理事会特別会合のアガー議長によるTNCへの報告(TNC議長であるラミー事務局長による代読)が行われた⁶⁵。この口頭報告では、合成テキスト草案におけるマンドエートをめぐる見解の相違や、モダリティ・テキスト案の示す3つの課題の関連付けが妥当かという問題が、議論のこう着状態を生み出していることを認めている。また、すべてではないものの大部分の加盟国は、3つの課題のリンクの問題は残したままで、ぶどう酒と蒸留酒の登録制度に関する技術的な作業が進められるように、当分の間、3つの項目を切り離しても構わないと考えている、と述べている。これらの議論は、過去の数ヶ月における公式・非公式会合の協議を経た評価であり、2011年のジ

ユネーブにおける第8回 WTO 閣僚会議において、ドーハ開発アジェンダが手詰まりになっていることから、アプローチの変更が指示されている⁶⁶ことも背景としているという。他方、合成テキスト草案については、ぶどう酒と蒸留酒の登録制度のマンデートだけがテキストに維持される場合のみ作業を再開するメリットがあると考える加盟国と、それでは交渉の意味がないとする加盟国とがあるとも報告している。

4. RTAsとGIs

(1) RTAsにおける知財条項の意義と各国の動向

FTA/EPA などの RTAs の知財条項には、当事国の実状やニーズに応じた合意がなされるという意義や、一般的に知的財産制度の国際調和に資する面で意義があるといわれる⁶⁷。他方で、問題点として、差別的待遇の可能性、必要以上の「譲歩」の可能性、国際的調和を阻害する可能性があることも指摘されている⁶⁸。当事国が RTAs に TRIPS プラス規定⁶⁹を導入する主なモチベーションとしては、貿易交渉において他の交渉事項との交換条件となること、知財保護による投資保護と技術移転を促進すること、多国間交渉で得られなかった高い知財保護を確保すること、TRIPS 協定の解釈を明確化する役割を有すること、条約上の義務を導入する新規の立法を促すとともにその立法は条約上の義務を背景とするために将来の国内レベルの政治的变化に影響を受けにくいものとなることがあるといわれている⁷⁰。

近年、国際的な知的財産法の形成にとって最も重要な国のひとつである米国が、多国間ルールの形成を理想としつつも、通商政策の基本方針として⁷¹、RTAs に詳細な知財条項を含める政策を推進している。そこでは、知的財産権保護は通商上の問題であるという意識から、産業界の強力な後押

しを背景として⁷²、TRIPS プラス規定を含めた詳細な実体規定を設けている⁷³。

EU は、従来、多国間条約をメインとする政策を展開してきた。EU の RTAs 政策としては、例えばメキシコとチリとの RTAs にみられるように、包括的・弾力的な僅かな規定を設けるにすぎず、多国間交渉におけるルール形成は RTAs とは別の問題であるとの意識がうかがわれていた⁷⁴。しかし、2006年10月になり、EU の新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ：国際競争への対応」（以下、「グローバル・ヨーロッパ」とする）⁷⁵を発出して以降、基本的な姿勢に大きな変化がみられる⁷⁶。

我が国は基本的な国際条約に早くから加盟していたこともあり、国際的な知的財産法の保護・発展に関しては、二国間条約よりも多国間条約をメインとする政策を重視してきた。日本がシンガポールとの間で締結した日本・シンガポール新時代経済連携協定における知財条項も基本的には従来の欧州型であり、両国間の今後の知的財産保護に関する協力関係についての包括的・弾力的な規定内容となっている⁷⁷。その後の協定や交渉中の協定についても、いずれも知財条項を含むものの、その内容は協定によってかなりの差異があるといわれ、大きな傾向としては、内容の精粗にはかなりの幅があるにしても、関連規定の詳細化の方向があり、その中には TRIPS プラスの規定もあるが、いずれにしても、米国のそれとは異なり、特定の産業に偏らない規定が設けられており⁷⁸、より一般的な内容となっていると指摘されている⁷⁹。

(2) 「グローバル・ヨーロッパ」以降のEUの RTAsと知財条項

EU がこれまでに締結した RTAs は、貿易投資の自由化を直接的に目的にするものというよりも、相手国との政治的枠組みの構築を目指す連合協定

の一部として政治的背景を有するものが多かったといわれている⁸⁰。しかし、WTOの交渉が難航しておりWTOを基軸とした自由化には大幅な遅れを生じることが明らかになったこと等から、2006年10月になり、EUの新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ：国際競争への対応」を公表し、WTO体制を全面的に支持しつつも、その補完として、新興市場のあるアジアを中心にRTAs交渉を進めるという方向に舵を切ったとされる⁸¹。「グローバル・ヨーロッパ」に示された課題のなかには、WTOのルールに準拠した新たなRTAsを提案することも内容に盛り込んでいる。

GIに関する対応にも動きがあり、具体的にEUのRTAsに対する指針が示されたものとして、EUカナダFTAに関する「EU・カナダのスコピング（協定の対象範囲確定）作業に関する共同報告書」⁸²があるが、その報告として「スコピンググループはさらに、今後交渉されるいかなる協定においても知的財産権、とりわけ、GIの広範囲の保護について網羅すべきであるとの意見を示した」とされている⁸³。「グローバル・ヨーロッパ」は韓国をFTA締結相手の優先国として位置づけているが⁸⁴、そうした交渉態度の帰結は、後述するEU韓国FTAにおいて明らかに示されている。

(3) 米国およびEUのRTAsとGI

(i) 米国のRTAsとGI

①TRIPS協定以前

米国のRTAsにけるGIへの対応は、TRIPS協定以前と以後で、若干異なっている。NAFTA（北米自由貿易協定）⁸⁵は、米国、カナダ、メキシコの間で締結されているFTAであり、1992年12月に署名し、1994年1月1日に発効したが、これはTRIPS協定の締結された時期と重なる。GIに関してはNAFTA1712条に定められているが、TRIPS

協定の内容と類似している。ただし、TRIPS協定23条におけるぶどう酒・蒸留酒の追加的保護の規定に対応する規定はなく（もっとも、テネシーウイスキーなどを相互保護産品としてNAFTA付属書313に規定している）、また、米国にとって有利になるTRIPS協定23条4項以下の例外規定はすべて取り入れており、ウルグアイラウンド交渉に際して、米国がRTAsを如何に活用したのかがよく分かる。なお、1989年の米国とカナダのRTAsでは⁸⁶、詳細な規定は置いていないものの、当事国がウルグアイラウンド交渉その他のフォーラムにおいて、知的財産の保護を促進するために協力することを謳っている（同協定2004条）。

②TRIPS協定以後——米韓FTA等

TRIPS協定以降の米国のRTAsにおけるGIへの対応は、それ以前のものとは異なる。たとえば、米星FTA⁸⁷の条文をみると、GIの保護は商標法における証明標章において対応可能であるという自国の立場を反映した内容になっている⁸⁸。また、GIからなる商標も含めて、登録商標の権利者は、混同を生じるおそれのある場合に、独占排他的権利を有するものと規定すべきことを義務付けているので、商標制度を通してGIを保護する場合には、誤認を要件としない「追加的保護」は認めない規定振りになっているように読める⁸⁹。

また、2007年4月1日に締結され、2012年3月15日に発効した米韓FTA⁹⁰では、GIをめぐる対応にも、更なる変化がみられる⁹¹。GIに関する規定は、米星FTAよりも詳細にわたっており、商標が証明標章を含むように規定することを基本として⁹²、GIが先行商標と混同を生じる可能性がある場合に保護を否定すべきとする点や⁹³GI保護に関する異議申立て・取消請求の機会についても合意されている⁹⁴。

他方で、米韓 FTA は、商標制度以外に GI 保護制度を創設することを否定するものではなく、ぶどう酒・蒸留酒以外の一般的産品に対する追加的保護の拡大も排除していない⁹⁵。

(ii) EU の RTAs と GIs

① グローバル・ヨーロッパ以前

「グローバル・ヨーロッパ」以前の欧州は、RTAs において GIs に関する詳細な条項を盛り込むという戦略は採用していない。もちろん、知的財産ないし GIs に関する条項がないわけではない。たとえば、EU メキシコ経済パートナーシップ政治対話協力協定⁹⁶には、知的財産規定も存在しており、第 4 章「知的財産」36 条に規定がある。ただし、そこには、TRIPS 協定やパリ条約など、GIs に関連する条約について「次の多国間条約に伴うそれぞれの責務を確認することとする」とある程度であり、GI に関して明示する規定も特になかった。他方、EU チリ協定⁹⁷における知的財産規定には、GIs に言及する部分もあるが、簡素な規定ぶりである⁹⁸。

もっとも、「グローバル・ヨーロッパ」以前の EU にあっても、GIs への言及が積極的ではないのは一般的産品に限ったことであり、ぶどう酒と蒸留酒に関しては、RTAs を基礎として GIs の強固な保護を図ってきた経緯がある⁹⁹。上記 EU チリ FTA のように、RTAs のなかにぶどう酒と蒸留酒に関する特別な条項を置く場合もある¹⁰⁰。また、独立した協定において、ぶどう酒・蒸留酒に関する合意をする場合もあり、たとえば、EU は、オーストラリアとの間でぶどう酒協定を締結（1994 年）¹⁰¹しているし、その後も、主なところでは、カナダとの間でもぶどう酒と蒸留酒に関する協定（2003 年）¹⁰²があり、メキシコとの間でも、蒸留酒に関する協定を締結している（1997 年）¹⁰³。

② グローバル・ヨーロッパ以降——EU 韓国 FTA

「グローバル・ヨーロッパ」以降の EU は、これまでとは異なる交渉態度で RTAs に対応しており、知財条項にもそれが明らかに反映されている。その典型的な例として、近時の EU 韓国 FTA¹⁰⁴における GIs の関連条項がある¹⁰⁵。具体的には、当該 FTA の協定付属書に記載された両国の GIs を相互に一括承認して保護することとし¹⁰⁶、農食品の GIs の保護水準を WTO TRIPS 協定第 23 条のぶどう酒・蒸留酒の保護水準である追加的保護にまで強化している¹⁰⁷。注目すべきことは、保護対象として、ぶどう酒・蒸留酒だけでなく、農産品及び食品が含まれている点であり¹⁰⁸、この点は GI 拡大に関する動向として、大きな意味を持つものと思われる。他方で、地理的表示の保護と商標とが抵触する場合に関して、先行商標（協定発効前に出願または登録された商標、使用によって確立している商標）の「継続的な使用を妨げるものではない」とする例外も認めている¹⁰⁹。

前述した WTO における交渉の難航具合に鑑みると、こうした RTAs 交渉を巡る EU の傾向¹¹⁰はしばらく続くのではないかと思われる。「日本と EU との自由貿易協定交渉が始まるとすれば、EU は韓国の場合と同様の主張を強めると予想される」とする論者もおり¹¹¹、EU の方針について注意深くみておく必要がある。

(iii) 韓国の対応について

GIs をめぐる交渉では大きな溝のある米国と EU との間で RTAs を締結した韓国については、各 GI 条項が抵触しかねない状況があるとも考えられるのであるが、その点、韓国がどのように対応したのか。この点は、先行文献の分析に詳しい¹¹²。簡単にまとめると、①米韓 FTA が、GIs が先行商標と混同を生じる可能性がある場合に後発 GIs の

保護を否定することを義務付けている点（つまり後発 GIs を排除する）との関係では、EU 韓国 FTA では、両者に抵触がある場合に先行商標の継続的な使用を妨げないとする規定があるのみで、先行商標がある場合に後発 GIs の保護が排除されないようにすることを義務付ける具体的な規定は有しないので、矛盾が生じないこと、②EU 韓国 FTA が GIs の一括承認を求めていることと、米韓 FTA が GI 保護に関する異議申立て・取消請求の機会の保障を求めていることとの関係については、GIs の相互の一括承認が通常の国内手続ではなかったことや、米韓 FTA の発効が遅れたことも手伝って、大きな混乱は避けられたようである。

5. 結びに代えて——我が国の今後の課題

本稿では、IGOs を巡る議論に関して、その国際的な議論のフォーラムである WIPO, WTO および RTAs の動向に主に着目しながら、国際的議論の進展について確認した。GIs の問題は、単純に諸外国の法制度を調和して効率的なルールを設計するという問題というよりも、各国が抱える異なる利害をどのように調節してルールを決定するのかという政治的要素を有する課題となっている¹¹³。したがって、議論のフォーラムは、利害調整の機能を有する場でなければならない。

そうした観点からみると、WIPO の果たす役割は相対的に小さなものとなる。SCT では GIs をめぐる実質的な動きはなく、また、リスボン協定もそのハードルの高さから、少なくとも現状のままでは、加入国が自律的に増加し、IGOs に関する国際的議論において一定の勢力を形成することになるとは思われな。もっとも、今般、リスボンシステムの実質的な発展に関する作業部会が、GIs の登録も視野に入れて、新協定やプロトコールの起草を検

討していることは注目に値する動きである。WIPO のフォーラムは、GIs をめぐる利害調整という意味では実質的な影響を持たないが、登録制度を前提とした制度の形成及び発展という観点からは、重要なフォーラムと位置づけられる¹¹⁴。

WTO は多角的貿易交渉の場として、利害調整の機能は有しているはずである。本稿では、交渉項目とフォーラム設定について、どこで何が議論されているのかを整理した。しかし、明確なマンデートがあり、TRIPS 理事会特別会合という正式な交渉の場で議論されているぶどう酒・蒸留酒の多国間通報登録制度ですら、その参加の在り方や法的効果といった重要な部分についてかなりの溝がある。2011 年 4 月に合成テキスト草案が作成されたとはいえ、それらの重要な部分はブラケット状態であるため、事態が急速に収束に向かっているとは考えにくい。モダリティ・テキスト案も、これによって事態の収束が図られるものとはなっていない。2012 年 12 月の TNC への報告では、こう着状態の脱却に向けた新たなアプローチの必要性も示唆されているが、ある程度の時間がかかりそうな印象を受ける。

RTAs というフォーラムは、米国のみならず EU も、WTO という多角的貿易交渉の場で合意が難しい事項について、RTAs による規律の伝播作用を背景として、自国が重要と考えて、実現したい規律の普及を図るための跳躍台¹¹⁵として利用している。確かに、しばらくの間、RTAs をフォーラムとして選択するという傾向は、議論の場を移動する過程、すなわち WIPO から WTO, WTO から RTAs という具合に知的財産に関する議論の場を移行して、困難に直面している場から、成功の確率の高い場へ移すというプロセスとして役割を果たしてきた¹¹⁶。しかし、様々な国や地域がそうした思惑を有するようになると、必ずしも、跳躍台として、

あるいは成功の高い場ではなくなる可能性も出てくるであろう。識者からは、韓国が米国と EU との間で締結した RTAs を例に、RTAs の規律形成の動き同士の衝突という問題が生じる可能性があることが、既に指摘されている¹¹⁷。もっとも、韓国での経験を踏まえた米国の RTAs は、環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: TPP) の交渉等において更なる発展を遂げているようでもあり¹¹⁸、引き続きその動向に注意が必要である。

こうしたこう着状況のなか、我が国の重要な課題は、GIs の分野における国内法の自律的な発展であると思われる。そもそも GIs の問題は、主として旧大陸・新大陸の対立事項であり、日本にとっては GIs の権利者側としても利用者側としても、実際にはそれほど深刻な課題ではなかった。一般的産品については、誤認を要件とする以上、不正競争防止法等の規律で足りるし、ぶどう酒・蒸留酒の追加的保護も、TRIPS 協定 23 条 1 項の注が行政的規制での対応を認めているため、行政的規制である「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」(酒団法) の所定の規定に基づいて、国税庁長官の通達により GIs に関する表示基準を告示することで、同条の義務を実施できた¹¹⁹。しかし、そのことが一方で、GIs 分野における国内法の自律的な発展を損なってきた原因ともなっていたかもしれない。実のところ、TRIPS 協定 23 条における誤認を要件としない追加的保護 (絶対的保護) も、単に外交交渉における互恵的な利害調整の帰結であったと総括するだけではなく、誤認を要件とする不正競争法等の規律とは異なる方向性から¹²⁰、積極的に正当化できる可能性もある。実際に、伝統的知識、農業政策目的の達成、多様性の保全などの観点から、地域の産品の重要性を強調し、追加的保護の拡大を正当化しようとする各種の議論

がある¹²¹。このような GIs に内在する固有の利益という観点を分析することは、GIs 分野における国内法の自律的發展に向けた議論を後押しすることになるだろう。また、多国間交渉や RTAs の場面で、「地域性」の観点が、新旧大陸の対立軸を超えた合意形成軸を形成する可能性も指摘されている¹²²。

本稿でみたように、WTO での議論も含めた各種のフォーラムの議論をみると、大きなトレンドは、少なくとも、登録型の GI 保護制度を排除するような動きではないようである。これに対して、日本は、団体・証明商標としても、あるいは独自 (*sui generis*) の GI 保護制度としても、基本的には、一般産品の GIs の保護を目的とした登録型の制度を有していない。このことは、諸外国の制度と比較して、GIs に対する制度的手当てが薄いという指摘もある¹²³。もっとも、我が国では 2005 年の商標法改正により、地域団体商標制度を導入している。TRIPS 協定上の GIs の概念は比較的幅広いため、地域団体商標の保護が TRIPS 協定上の GIs の保護と交錯する部分もあるだろう¹²⁴。ただし、地域団体商標制度は、地域ブランドの発展助成のための制度として設計されたもので、TRIPS 協定上の GI 保護を制度目的としたものではない¹²⁵。両者の制度趣旨が異なる以上、諸外国の GI 保護制度とは要件等も異なることから、仮に GIs について国際的な多国間通報登録制度ができた場合に、地域団体商標の登録リストをそのまま GI リストとして提出することはできないであろう。国際的な制度との関係でインターフェースとなる追加的な国内制度が必要となるはずである。

RTAs による規律形成の動きも背景としながら、今後、WTO における議論がこう着状況を脱却し、ぶどう酒と蒸留酒あるいは一般産品をも含む国際的な多国間通報登録制度が創設されるなど、GI

保護制度をめぐる議論が進展することも念頭に置く必要がある。新たな制度が創設されたときに、GI リストとして提出することができるのが、酒団法に基づいて国税庁長官が産地指定した蒸留酒と清酒¹²⁶だけでは、困るのである。地域団体商標についても上述の通りなので、商標型（団体・証明商標）であるか¹²⁷、独自の GIs 保護制度の何れでもよいであろうが¹²⁸、要件を具備した GIs を登録できる追加的制度を設ける必要がある。

また、知的財産戦略本部の推進する「クールジャパン」関連の施策も、中国等における日本の地域ブランドの不正使用の抑止効果など、GIs によって守られる重要な利益を確認させ、この分野における国内法の自律的發展を促すものとなるだろう。現在、農林水産省や経済産業省等において、新たな制度の導入について検討が進められているところであり¹²⁹、その動向が期待される。いずれの方策をとるにしても、地域団体商標制度のもとで発展した地域ブランドは、GIs として保護を受ける表示の主要なリソースとなる可能性が高い¹³⁰。

我が国としては、RTAs の動向も含めた国際的議論のフォーラムの動向を把握しながら、諸外国との制度調和も意識しつつ、自国のフォーラムにおける GI 制度の自律的發展を促進するため、何らかの法的型式で GIs を登録できる制度を創設するための検討を行っていくことが必要であると思われる。¹³¹

付記：本稿は、明治大学文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業(平成 23 年～平成 27 年度)「情報財の多元的価値と、創作・利用主体の役割を考慮した知的財産法体系の再構築」による研究成果の一部である。

注)

- ¹ 便宜上、本稿では複数であっても単にフォーラムと表記する。
- ² EUのGI保護制度を紹介する最近の文献として、荒木雅也「EUの地理的表示制度における登録要件、保護範囲等について」知財ぶらずむ 107号（2011年）12頁がある。
- ³ WTOの議論の中では、GIsや原産地名など、類似する概念を包括する必要がある場合に、より中立的な概念として、地理的原産地表示という用語を利用しているので（WTO文書：IP/C/W/253/Rev.1, p.5.）、本稿でもこれに倣う。
- ⁴ マドリッド協定はパリ同盟国のうち35カ国しか加入していない不人気の協定である。我が国は昭和28年にこれに加入しているが、これは、サンフランシスコ平和条約の附属宣言において、同条約の効力発生から1年以内（昭和28年4月28日）に同協定に加入するものとされていたからであって（『第15回国会閉会後の参議院緊急集会通商産業委員会会議録第1号（昭和28年3月18日）』2頁）等参照）、参議院の通商産業委員会における政府の説明員の発言（下田武三外務省条約局長）をみても、決して前向きに加入したものでないことが分かる。
- ⁵ BIRPI, Model Law for Developing Countries on Inventions, Geneva, 1965); WIPO and BIRPI, Model Law for Developing Countries on Industrial Designs, Geneva, 1970); BIRPI, Model Law for Developing Countries on Marks, Trade Names, and Acts of Unfair Competition, Geneva, 1967).
- ⁶ WIPO文書:TAO/I/INF.1. 経緯については、WIPO, Model Law for Developing Countries on Appellations of Origin and Indications of Source, Geneva, 1975), pp.9-11.
- ⁷ WIPO, Draft Treaty on the Protection of Geographical Indications, Committee of Experts on the International Protection of Appellations of Origin and other Indications of Source, Snd Session, Geneva, December 1 to 5, 1975.
- ⁸ SCTについて紹介する文献として、本宮照久「WIPO商標・工業デザイン及び地理的表示に関する常設委員会（SCT）について（特集 海外事情）」パテント 52巻9号（1999年）3頁。
- ⁹ 社団法人日本国際知的財産保護協会国際法制研究室〔岩田敬二執筆部分〕『地理的表示に係る諸問題の調査研究報告書』（2003年）4頁。
- ¹⁰ WIPO, Geographical Indications in the SCT <http://www.wipo.int/geo_indications/en/sct.html>.
- ¹¹ WIPO, Geographical Indications - International Symposia <http://www.wipo.int/geo_indications/en/symposia/>.
- ¹² WIPO, Geographical Indications: Appellations of Origin-related Seminars <http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=153>.
- ¹³ Justin Hughes [拙訳]「シャンパーニュ、フェタ、バーボン（1）：地理的表示に関する活発な議論」知的財産法政策学研究31号（2010年）98頁（2001年から2006年までの新たな加盟国をみての発言）。
- ¹⁴ Blakeney, M., 2001: Geographical indications and TRIPS. Occasional paper no. 8. Quaker United Nations Office, Geneva.
- ¹⁵ WIPO, Working Group on the Development of the Lisbon System <http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=45>.

- ¹⁶ WIPO文書：LI/WG/DEV/3/2 Annex I.
- ¹⁷ 高木善幸「WIPOをめぐる国際動向」年報知的財産法2011（日本評論社，2011年）165頁。
- ¹⁸ 高木善幸「WIPOをめぐる国際動向」年報知的財産法2012（日本評論社，2012年）254頁-256頁。
- ¹⁹ 夏目健一郎「知的財産を巡る多国間交渉—ジュネーブでの状況—」特技懇250号（2008年）33頁によると，シングルアンダーテイキング（SUT）は，WTO交渉の特徴であり，各分野の交渉の最終結果を一括受諾しなければならないとするものである。
- ²⁰ ラミー事務局長の2011年5月末のTNCにおける提案にみられるように，農業等の主要分野での交渉進展が見込み難い現状に鑑みて，一部の交渉項目に関して，現在のシングル・アンダーテイキングから，合意された課題毎に順次実行に移していく方式であるアーリー・ハーベストに移行するという議論があることについて，JETRO編『ジェトロ世界貿易投資報告2011年版』（ジェトロ，2011年）46頁，JETRO編『ジェトロ世界貿易投資報告2012年版』（ジェトロ，2012年）40頁参照。
- ²¹ WTO文書：WT/MIN(01)/DEC/1.
- ²² WTO文書：WT/MIN(05)/DEC.
- ²³ ドーハ閣僚宣言以前のTRIPS理事会における議論の動向については，高倉成男「地理的表示の国際的保護」知財研フォーラム40号（2000年）20頁に詳しい。その他，大町真義「地理的表示保護をめぐる国際情勢—地理的表示と商標との交錯に係る国際的動向を中心に—」商標懇21巻83号（2004年）1頁も参照。
- ²⁴ WTO文書：WT/MIN(01)/DEC/1, p.4.
- ²⁵ WTO文書：WT/MIN(05)/DEC.
- ²⁶ 夏目・前掲注（19）34頁以下参照。
- ²⁷ WTO文書：TN/IP/W/11. ECは口頭で意向を示すに留まり，公式文書として示していないものの，TRIPS理事会特別会合の議長報告書（TN/IP/18）は，ECのこのような考えを踏まえて議論の概要を報告している。
- ²⁸ WTO文書：TN/IP/W/10, 1 April 2005.
- ²⁹ WTO文書：TN/IP/W/10/Rev.1; TN/IP/W/10/Rev.2.
- ³⁰ WTO文書：TN/IP/W/8.
- ³¹ WTO文書：TN/IP/W/12.
- ³² WTO文書：TN/C/W/52/Add., TN/C/W/52/Add.2, TN/C/W/52/Add.1, TN/C/W/52.
- ³³ WTO交渉では，関税引き下げ方式やアプローチなど，最終合意のための大枠を設定することがあり，「モダリティ」とは，そうした交渉の大枠ないし進め方を意味している。WTO, Glossary <http://www.wto.org/english/hewto_e/glossary_e/glossary_e.htm>.
- ³⁴ WTO文書：TN/C/W/52.
- ³⁵ 夏目・前掲注（19）38-39頁。
- ³⁶ WTO, TRIPS: GEOGRAPHICAL INDICATIONS Background and the current situation <http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/gi_background_e.htm#top>.
- ³⁷ 外務省経済局「WTOドーハ・ラウンド交渉」（2008年10月）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/pdfs/doha_raund_0708.pdf>.
- ³⁸ いわゆる実施問題とは，途上国がウルグアイラウンド合意の結果であるWTO協定の実施段階に入って，さまざまな困難に直面しているという問題である。途上国側は，途上国の義務は遅らせ，途上国に特別な配慮を
 与え，先進国の義務は前倒しにせよという主張を100以上の項目にわたって展開した（外務省HP，用語解説<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/yogo.html>>），GI拡大，TRIPS協定とCBDの関係については，実施問題として位置づけられている。香港閣僚宣言パラグラフ39参照。
- ³⁹ 詳しい手続きの説明については，夏目・前掲注（19）37頁参照。
- ⁴⁰ WTO文書：IP/C/W/195 and 196; IP/C/W/247/Rev.1; IP/C/W/308/Rev.1; IP/C/W/308; IP/C/W/353.
- ⁴¹ WTO文書：IP/C/W/289; IP/C/W/360, IP/C/W/395.
- ⁴² WTO, *supra* note (36).
- ⁴³ 夏目・前掲注（19）37-38頁。
- ⁴⁴ WTO文書：TN/IP/W/11.
- ⁴⁵ WTO, *supra* note (36).
- ⁴⁶ WTO文書：WT/GC/W/546, TN/C/W/25.
- ⁴⁷ WTO文書：WT/GC/W/591, TN/C/W/50.
- ⁴⁸ 外務省「WTOドーハ・ラウンド（知的財産権に関する報告書の発出）」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/doha_raund_0806b.html>.
- ⁴⁹ WTO文書：TN/C/W/52.
- ⁵⁰ WTO, *supra* note (36).
- ⁵¹ WTO文書：TN/IP/19.
- ⁵² 内容については，三菱リサーチ&コンサルティング株式会社編『各国知的財産関連法TRIPS協定整合性調査『国際知財制度研究会』報告書—各国の知的財産保護制度及び運用の問題点等に関する調査分析』（2012年）115頁に詳しい。
- ⁵³ WTO文書：TN/IP/20. 同アプローチ（3-4-5アプローチ）の内容については，同上116頁参照。
- ⁵⁴ WTO NEWS, Trade Negotiations Committee - Statement by Pascal Lamy to the TNC, 30 November 2010 <http://www.wto.org/english/news_e/news10_e/tnc_dg_stat_30nov10_e.htm>.
- ⁵⁵ WTO NEWS, Geographical indications talks gear up for 2011 endgame <http://www.wto.org/english/news_e/news10_e/trip_10dec10_e.htm>.
- ⁵⁶ WTO文書：TN/IP/21, p.3
- ⁵⁷ *Ibid.*
- ⁵⁸ *Ibid.*
- ⁵⁹ WTO文書：JOB/IP/3/Rev.1.
- ⁶⁰ WTO NEWS, Lamy sees support for advancing negotiations in more promising areas of the Round <http://www.wto.org/english/news_e/news11_e/gc_rpt_30nov11_e.htm>.
- ⁶¹ 三菱リサーチ&コンサルティング・前掲注（52）116頁参照。
- ⁶² WTO文書：TN/C/W/60.
- ⁶³ WTO文書：WT/GC/W/633, TN/C/W/61.
- ⁶⁴ 外務省HP「WTOドーハ・ラウンド交渉（交渉議長報告書等の発出）：TRIPS 議長報告書の概要」。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/doha_raund_1104f.html>
- ⁶⁵ WTO, Chair: entrenched positions blocking intellectual property talks <http://www.wto.org/english/news_e/news12_e/trip_07dec12_e.htm>.
- ⁶⁶ WTO文書：WT/MIN(11)/11(Chairman's Concluding Statement).
- ⁶⁷ 鈴木将文「地域貿易協定（RTAs）における知的財産条

- 項の評価と展望」RIETI Discussion Paper Series 08-J-005 (2008年) 18-19頁。
- ⁶⁸ 同上・19-20頁。
- ⁶⁹ RTAsにおけるTRIPSプラス規定に関する文献として、鈴木将文「地域経済統合と知的財産制度—『TRIPS プラス』条項の検討を中心に—」中山信弘先生還暦記念『知的財産法の理論と現代的課題』(弘文堂、2005年) 539頁、鈴木・前掲注(67) 10-13頁参照。
- ⁷⁰ Kampf, R., TRIPS and FTAs: A World of Preferential or Detrimental Relations?, in C. Heath and A. Kamperman Sanders (eds.), *Intellectual Property & Free Trade Agreements* (Hart Publishing, 2007), pp.102-104.
- ⁷¹ 米国の現在の通商政策の基本方針は、通商分野でのリーダーシップの復活、自由貿易の推進にあり、WTO新ラウンド、地域レベルでのFTA、二国間FTAの三つのレベルで並行して自由化を進める方針であり、とりわけFTAを積極的に活用する方針を打ち出している。米国通商政策の現状については、JETRO, *World Trade Organization & U.S. Trade Issues*, February 2003 (米国戦略国際問題研究所(CSIS)の年次セミナーにおいて6名の元米国通商代表が米国通商政策に関する意見を表明している)参照。
- ⁷² Peter Drahos [立花市子訳]「知的財産関連産業と知的財産の国際化：独占促進と開発阻害？」北海道大学知的財産法政策学研究3号(2004年) 51頁は、国際的な知的財産の仕組みを支配するものとして、米国の政策と立法に最高レベルで正式に組み込まれているネットワーク化された民間による結節型統治(nodal governance)を挙げている。
- ⁷³ 米国のFTA政策を詳細に整理した文献として、大町真義「米国のFTA知的財産戦略と我が国への示唆：米国が推進する知財ルールづくりの新機軸がもたらすもの改訂版」(日本機械輸出組合通商・投資グループ、2007年)がある。
- ⁷⁴ 従来のEUのRTAs政策の特徴について、小原喜雄「EUのFTA政策の特徴」日本国際知的財産保護協会編『自由貿易、経済連携協定等の地域統合における知的財産権の取り扱いに関する調査研究報告書』(2004年) 51頁以下参照。
- ⁷⁵ European Commission, *Global Europe: Competing in the World: A Contribution to the EU's Growth and Jobs Strategy* <http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc_130376.pdf>.
- ⁷⁶ 最近のEUのRTAs政策の特徴について、大町真義「FTA/EPAへの多数国間知財問題の波及とその含意—先進国・開発途上国及び新旧世界による地域貿易協定の利用の新たな段階か?」AIPPI 57巻10号(2012年) 6頁以下、鈴木・前掲注(67) 11頁参照。
- ⁷⁷ 日本・シンガポール新時代経済連携協定(平成14年1月13日署名、11月30日発効)第10章96条、97条参照。当該協定および米国・シンガポールとのFTAに関して、大町真義「自由貿易協定/経済連携協定と知的財産」JMCジャーナル2004年4月号2頁以下参照。
- ⁷⁸ 大町・前掲注(76) 7頁参照。
- ⁷⁹ 鈴木・前掲注(67) 13頁参照。
- ⁸⁰ ブリュッセル・センター、海外調査部欧州課「FTA戦略および主要FTAの交渉動向」ユーロトレンド2009年6月号(2009年) 2頁。
- ⁸¹ 同上2-3頁。牧野直史「地理的表示の保護強化を主張するEU(臨時報告 EU・韓国FTAの衝撃)」ジェトロセンサー 61巻731号(2011年) 33頁も参照。
- ⁸² 日本語訳が、同上22頁以下に掲載されている。原文は以下で参照できる。Joint Report on the EU-Canada Scoping Exercise, March 5, 2009 <http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/march/tradoc_142470.pdf>.
- ⁸³ 同上27頁。Joint Report on the EU-Canada Scoping Exercise, March 5, 2009, p.6.
- ⁸⁴ European Commission, *supra* note (75), p.11.
- ⁸⁵ North American Free Trade Agreement. (Dec. 17, 1992), 32 I.L.M. 289 (1993) (chs. 1-9), 32 I.L.M. 605 (chs. 10-22).
- ⁸⁶ The United States-Canada Free Trade Agreement, Jan. 2, 1988, U.S.-Can., 27 I.L.M. 281
- ⁸⁷ United States-Singapore Free Trade Agreement, U.S.-Sing., May 6, 2003, Hein's No. KAV. 6376.
- ⁸⁸ 米星FTA第16.2条。
- ⁸⁹ 米星FTA第16.2条2項。
- ⁹⁰ The U.S.-Korea Free Trade Agreement, entered into force on March 15, 2012 (KORUS FTA).
- ⁹¹ 米韓FTA第18.2条参照。その他、米韓FTAにおける知的財産関連条項の概要については、張睿暎「韓国・米中間自由貿易条項における知的財産権条項」AIPPI52巻9号(2007年) 17頁を参照。
- ⁹² 米韓FTA第18.2条2。
- ⁹³ 米韓FTA第18.2条15。
- ⁹⁴ 米韓FTA18.2条14(e)号は、「地理的表示の出願及び請願に対して異議の申立てが可能となるように公表し、出願または請願の対象となる地理的表示に対する異議申立手続について規定する。各当事国はまた、出願や請願の結果として生じた登録を取消すことを可能とする手続を規定する」と規定する。
- ⁹⁵ 大町・前掲注(7673) 15頁。
- ⁹⁶ Economic Partnership, Political Coordination and Cooperation Agreement between the European Community and its Member States, of the one part, and the United Mexican States, of the other part., 276 O J L (2000), 44 *et seq.*
- ⁹⁷ Agreement Establishing an Association between the European Community and Its Member States, of the One Part, and the Republic of Chile, of the Other Part, O J L 352(2002), 3 *et seq.*
- ⁹⁸ EUチリ協定第32条、第170条参照。
- ⁹⁹ EUにおけるワインの表示に関する規律については、山本博・高橋梯二・蛭原健介『世界のワイン法』(日本評論社、2009年)に詳しい。
- ¹⁰⁰ EUの締結したぶどう酒に関する二国間条約に関しては以下で参照できる。<http://ec.europa.eu/agriculture/markets/wine/third/index_en.htm>。たとえば、EUチリFTA第90条では、「ぶどう酒と蒸留酒」と題して、「ぶどう酒に関する貿易協定と蒸留酒、芳香性飲料に関する貿易協定が附属文書 Vおよび VIに添付される」と規定し、附属文書Vには全35条と付表からなる「ぶどう酒貿易に関する協定」が、附属文書VIには、全22条と付表からなる「蒸留酒飲料と芳香性飲料の貿易に関する協定」が添付されている。
- ¹⁰¹ Agreement between the European Community and Australia

- on trade in wine, 86 O J L (1994), 3 *et seq.*
- ¹⁰² Agreement between the European Community and Canada on trade in wines and spirit drinks, 35 O J L (2004), 3 *et seq.*
- ¹⁰³ Agreement between the European Community and the United Mexican States on the mutual recognition and protection of designations for spirit drinks, 152 O J L (1997), 16 *et seq.*
- ¹⁰⁴ EUと韓国の自由貿易協定における知的財産関連条項の概要(交渉段階のもの)については、張睿暎「韓国・EU間FTA交渉における知的財産権」企業と法創造17号(2009年)181頁参照。
- ¹⁰⁵ Free trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part, 127 O J L (2011), 6 *et seq.*
- ¹⁰⁶ EU韓国FTA第10.18条。
- ¹⁰⁷ EU韓国FTA第10.21条1項。
- ¹⁰⁸ 韓国政府外交通商部通商交渉本部 [JETRO仮訳]『韓国EU FTA 説明資料』(2009年)ユーロトレンド(2009年)27頁。
- ¹⁰⁹ EU韓国FTA第10.21条5項。
- ¹¹⁰ 紙幅の都合で省略するが、EU韓国のFTAにおける地理的表示関連条項は、2010年にEUとペルー及びコロンビアとの間で仮署名しているFTA(以下、EUコロンビア・ペルーFTA(2010年仮署名)とする)における地理的表示関連条項よりも強い保護が与えられている。ただし、EUコロンビア・ペルーFTAにも、地理的表示の対象や混同要件の定義等に関して、TRIPSプラスの規定は存在する。EUコロンビア・ペルーFTA(2010年仮署名)207条(c)及びAnnex III, 210条1項(b)参照。Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and Colombia and Peru, of the otherpart (2010・仮署名) < <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=691> > [Last updated: 25 Mar 2011].
- ¹¹¹ 高橋梯二「商標と異なる独自の地理的表示」知財研フォーラム86号(2011年)16頁以下。
- ¹¹² 大町・前掲注(76)14頁-18頁。
- ¹¹³ GIsの登録制度は、各国の国内経済が最終的に便益を受けられるかどうかという点で判断しなければならない問題である、と主張する論文として、van Caenegem, W., 'Registered GIs: Intellectual Property, Agricultural Policy and International Trade' [2004] EIPR 170がある。
- ¹¹⁴ 大村比香留「地理的表示の国際保護に関する軌跡と展望生産地名ブランドの利益を巡る攻防」知的財産専門研究3号(2008年)46頁は、営利中心主義から距離を置くWIPOの積極的な関与の重要性を示唆する。
- ¹¹⁵ 大町・前掲注(76)6頁、鈴木・前掲注(67)6頁。
- ¹¹⁶ Peter Drahos [立花市子訳]・前掲注(72)45頁参照。
- ¹¹⁷ 大町・前掲注(76)20頁。
- ¹¹⁸ 同上18頁。
- ¹¹⁹ 尾島明『逐条解説 TRIPS 協定』(日本機械輸出組合, 1999年)105頁。
- ¹²⁰ Dev Gangjeeは、情報伝達の論理を前提とする不正競争法のパラダイムでは、追加的保護を説明することはできず、追加的な根拠が必要であると指摘する。Gangjee, D., *Relocating the Law of Geographical Indications* (Cambridge University Press, 2011), p. 301.
- ¹²¹ この議論は、*ibid.* pp.275-288, 300-301に詳しい。地理的表示保護の固有の利益については、荒木雅也「地理的表示保護制度の意義」知財管理55巻5号(2005年)577-578頁も参照。
- ¹²² 大町・前掲注(76)20頁。
- ¹²³ 財団法人知的財産知的財産研究所編『平成22年度特許庁産業財産権制度問題調査報告書 地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告書』(2011年)1-2頁。また、我が国のGI保護の不十分性については、橋本正洋「地理的表示に関する知財戦略とそのための基盤整備」知財研フォーラム86号(2011年)4頁も参照。
- ¹²⁴ 団体商標制度を改正することにより同制度を通じたGI保護を提供した、と説明するものとして、デイブ・ガンジー『団体商標としての地理的表示保護—その可能性と陥穽—』(2006年, 知的財産研究所)11頁。渋谷達紀『知的財産法講義Ⅲ』(有斐閣, 第2版, 2008年)321頁も同趣旨。
- ¹²⁵ 小川宗一「地域団体商標制度の趣旨と立法者の意思」日本法学第74巻2号(2008年)394頁以下参照。
- ¹²⁶ 我が国で地理的表示の登録制度といえるのは、酒税の保全及び酒類組合等に関する法律の関係で存在する国税庁長官の指定である。平成7年6月30日国税庁告示第6号等参照。
- ¹²⁷ 同制度の導入によるGI保護を主張するものとして、江幡奈歩「地理的表示の証明商標制度による保護の可能性について—地域団体商標制度との比較の観点から—」知財研フォーラム86号(2011年)14頁がある。また、地域団体商標制度導入前に、団体商標制度の手直しと、証明商標制度の導入によるGI保護を主張していたものとして、丸山亮「地理的表示の保護と団体・証明商標制度」特許研究38号(2004年)54頁がある。
- ¹²⁸ 独自の地理的表示保護制度のほうが望ましいとするものとして、高橋・前掲注(111)23頁、高橋梯二「地理的表示における各国の対応と日本の課題」法律時報82巻8号(2010年)65頁参照。
- ¹²⁹ 農林水産省では、2011年10月に決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「我が国の高品質な農林水産物に対する信用を高め、適切な評価が得られるよう、地理的表示の保護制度を導入する」旨位置付けている。また、2012年3月より、「地理的表示保護制度研究会」を開催し、地理的表示保護制度の導入に向けた取組を推進している。また、知的財産戦略本部『知的財産推進計画2012』(2012年)45頁も参照。
- ¹³⁰ なお、江幡・前掲注(127)14頁は、地域団体商標制度はGI保護を目的としたものではないが、それに資することを認めた上で、「地域の名称」のみからなる商標も地域団体商標として登録できるようにすることも1つの可能性として示唆している。しかし、小川宗一「地域団体商標制度の現状と考察」特許研究54号(2012年)27頁は、現行制度の下では困難であるとする。
- ¹³¹ 校正の段階で、一般社団法人日本国際知的財産保護協会『平成23年度産業財産権制度各国比較事業報告書 諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究報告書』(2012年)に接した。